

令和4年度 第3回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
 新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会 議事要旨

|      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 令和4年9月9日（金）15時00分から17時20分   |
| 開催場所 | 東大阪市役所11階 会議室1  |
| 出席者  | <p>（出席委員：5名）<br/>         中川部会長、安部委員、井上委員、箱嶋委員、山本委員<br/>         （欠席委員：1名）<br/>         岡崎委員<br/>         （事務局：13名）<br/>         川西子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、本家子育て支援室長、高橋児童相談所設置準備室長、高品子ども見守り相談センター所長、赤穂保育室長、増井子ども家庭課長、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、浦野施設給付課長、片岡施設指導課長、徳山児童相談所設置準備室総括主幹、菊田児童相談所設置準備室主任</p>                                     |
| 議題   | <p>1. 開会<br/>         2. 議題<br/>         （1）第2回部会のまとめ<br/>         （2）「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」の検討<br/>         ①骨子案について<br/>         ②各項目内容作成に向けて<br/>         内容（案）の第1回検討<br/>         ・骨子（案）にもとづく項目別作業状況と今回の検討点<br/>         ・内容（案）（今回提出分）について<br/>         3. その他<br/>         今後のスケジュールについて<br/>         4. 閉会</p>      |
| 議事要旨 | <p>1. 開会<br/>         ○東大阪市社会福祉審議会規則第4条第2項に基づき、部会員6名中5名の出席があったため、部会の成立を確認する。</p> <p>2. 議題<br/>         ○事務局より案件（1）について説明を行い、特に委員から質疑等はなし。<br/>         ○事務局より案件（2）①について説明を行う。</p> <p>【各委員意見】<br/>         ・「基本方針の策定にあたっての視点」について、東大阪市の虐待件数が多い原因について、生活保護受給率、高校中退率、大学進学率、ひとり親家庭の割合など地域の持っている課題が繋がっていないかという視点で捉えても良いかもしれない。</p> |

・貧困率が高いと虐待が多いという学術研究はされていないと思うが、実感としては関連性はあると思う。子育て支援というときに、子どもの貧困対策も欠かせないと思う。市の貧困対策の計画と一体化する必要はないが、関連性を持って方針を作った方が良い。

○事務局より案件（２）②について説明を行う。

【各委員意見】

・基本理念について、内容は問題ないが表現の仕方が気になった。児童虐待のないまちという箇所、東大阪市は〇〇をして児童虐待のないまちを目指すというように表現すべきではないか。

・虐待のないまちを目指す主語は市とすると、当事者である子どもや家庭が「児童虐待を乗り越え」と読める点について、子どもに児童虐待を乗り越えさせるのかと非常に気になる。例えば、当事者である子どもや家庭が地域とともに孤立を乗り越えとか、何かを乗り越えていけるような児童虐待のないまちを目指すということではないかと思う。そのため市が何をやるかという手立てを示すのが趣旨ではないかと気になった。

・主体が行政ということだが、目指すまちの姿となると、市がしますということと、将来このようなまちにしましょうということが、少しごっちゃになっていると感じた。市がこういう風なことに取り組みますというなら、そこははっきりと書いた方が良い。

・私も、「虐待を乗り越え」という部分は違うと思った。目指すのは虐待が起こらないまち、虐待が起こっても、再発防止というか同じことが繰り返されないまちにするということではないかと思った。虐待が起こることが前提で、それを乗り越えていくということではなく、挫折をしてそれから回復するという意味かもしれないが、目指すのはそっちではないと思う。

・一般的にポピュラーな言葉かわからないので意見だが、「自立」という言葉も今回押し付けにならないように、双方向性の考えでやらないといけなくて議論してきた。その中で、「夢」というのはどうかと思った。あなたは夢を持ちなさいと言われても、僕夢を持ったことがないという子どももいる。希望をもつとかならわかるがまた自治体がそのようなキーワードで地域に押ししていくならそういうことかと理解するが、言葉の押し付けにならないかという意味でどうかと感じた。

・子育て支援の要として児童相談所という表現が説明の中で何回か出てきた気がする。私は子育て支援があつて、そのために児童相談所が必要と思う。児童相談所だけで子育て支援ができるわけではないし、児童相談所が中心でなく、子育て支援が中心で、そこに児童相談所の機能が必要なんだと思っている。今まで東大阪市がやってきたことの延長線上に児童相談所を設置しないと、市としての子育て支援が完了しないんだと思う。市に児童相談所が必要なんですとアピールする目的ならそれで良いが、考え方として児童相談所が中心と考えない方が良い。

- ・基礎自治体が児童相談所を設置するメリットを三点挙げる。まず、地域密着という部分。今でも東大阪市は関係機関と連携してきていると思うが、児童相談所と地域がより距離が近くなり、関係機関が安心して支援ができ、リスクのある家庭も分離するのではなく、在宅での支援をすることが増えるようになる。

二つ目は、分離による支援を市として行うので、家庭復帰が図られたり、親子への支援ができていくかと思う。

三つ目は、一時保護所を設置するということで、調査、調整、レスパイト、ショートステイ的な目的で、家庭が破綻する前に一時的に分離し、その上でまた家庭に返すという仕組みにしたら良いと思った。
- ・ドイツには児童相談所がない。市役所が子育て支援、調査・分離の両方をしていて、緊急保護、シェルターでは5日間の緊急保護、60日間に渡って一時的に預かる方法がある。その60日間の間に家族調整や事実関係調査を行い、できるだけ家族と一緒に住めるようにサポートをしながら支援をしていくという仕組み。なので、長期分離か在宅かでなく、一時的に距離を取りながら、子どもを保護しながら家族調整をしていく。そういう風なことが、児相を基礎自治体を持つことによりできるのかと思った。
- ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一括した形での「こども家庭センター」の設置が厚生労働省より出されているが、市では児童相談所を設置しようとしているので、三つの関係についての私の考えを伝える。

一つ目は、三つを一つの組織と考える。そのメリットは、共同アセスメントをしたり、共同で進行管理をしたり、主担当の調整、誰がもつかということを経済的には所長が決めるので押し付け合いが減る、母子保健で担当しているケースを共同で管理するのでリスクがあがっても対応できる、これが一体型。組織として大きくなるので大変だと思うが。

二つ目は分離型、母子保健は母子保健で別にあって、子育て世代包括支援センターとして数人が児童相談所と支援拠点のところに入るイメージ。児童相談所と支援拠点の部署に子育て世代包括支援センターだけが入る。母子保健のメンバーがそこに数人入り、母子手帳発行連絡調整アセスメントを担当として、母子保健の連絡調整もあるし、医療機関との連絡調整を行っている。母子保健と子ども家庭福祉と統合しないのであれば、こういう形が良いかなと思った。

・子どもの意見を聞くというより、子どもは権利の主体であるから、権利を機会として尊重して欲しい。例えば一時保護をすとか、サービスの選択にしても、学習支援にしても、きちんと子どもに了解を得た上で、子どもの意見をしっかり聞いたうえで支援する、権利の主体として子どもを扱っていくという姿勢が欲しいと思った。

・里親支援について。里親登録をされている家庭が、全て実際に里親を実施しているわけではない。この差が何かと言うと、里親の方で、小さい子どもが良い、男の子が良い、女の子が良いなど希望があったりなどマッチングの問題が出てくるので、うまく合わないことがある。ただ、里親の支援機関なども啓発

|  |  |
|--|--|
|  | <p>活動に力を入れているので、関心を持たれている方は徐々に増えてきている。</p> <p>3. その他<br/>特になし。</p> <p>4. 閉会<br/>○事務局より、次回の第4回の会議は10月14日（金）14時から開催予定と連絡し、会議は閉会する。</p> |
|--|--|